

千葉県地域防災計画
修正（案）

第4編 大規模事故編

第1章 総 論

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、海難事故、油流出事故、航空機事故、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故など大規模な事故災害や、事故の特殊性や影響が甚大な放射性事故に対応するため、それぞれの事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

なお、これらの大規模事故等が発生した場合における本県の配備基準は次のようになっている。

1 配備基準

		大規模火災	林野火災	危険物等災害
(第1・第2配備)	設置する本部	大規模火災応急対策本部 (本部長:防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたと き設置	林野火災応急対策本部 (本部長:防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたと き設置	危険物等事故応急対策本部 (本部長:防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたと き設置
	配備基準	大規模火災により災害が 発生又は発生が予想される 場合で、知事が必要と認めたと き。	林野火災により災害が発 生又は発生が予想される場 合で、知事が必要と認めたと き。	危険物等事故により災害 が発生又は発生が予想され る場合で、知事が必要と認め たとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課	危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課	危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 保安課 病院局経営管理課
		出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき） 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター その他 必要に応じて部局内等で 増強する	地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター 農業事務所 林業事務所 その他 必要に応じて部局内等で 増強する	地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター その他 必要に応じて部局内等で 増強する
(本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長：知事)	災害対策本部 (本部長：知事)	災害対策本部 (本部長：知事)
	配備基準	大規模火災により重大な 災害が発生し、知事が必要と 認めたとき。	林野火災により重大な 災害が発生し、知事が必要と 認めたとき。	危険物等事故により重大 な災害が発生し、知事が必要 と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁学校安全保健課		
	出先機関 第2配備と同じ必要に応じて関係機関で増強する			
<p>※ 配備の特例措置</p> <p>1. 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2. 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くものとする。</p>				
※議会事務局には連絡のみ行う。				

		海上災害	油等海上流出災害
(第1・第2配備)	設置する本部	海上事故応急対策本部 (本部長：防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めるとき設置	油等海上流出事故応急対策本部 (本部長：防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めるとき設置
	配備基準	海上事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めるとき。	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、知事が必要と認めるとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課	危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 第2配備から配備を要する課 管財課 報道広報課 観光企画課 県土整備政策課
		出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき） 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター 水産事務所 漁港事務所 港湾事務所 その他 必要に応じて部局内等で増強する	地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他 必要に応じて部局内等で増強する
(本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長：知事)	災害対策本部 (本部長：知事)
	配備基準	海上事故により重大な災害が発生した場合で、知事が必要と認めるとき。	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（本部第3配備は漂着した場合）で、知事が必要と認めるとき。
	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 漁業資源課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁学校安全保健課	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 政策企画課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁学校安全保健課
出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する			
※配備の特例措置			
1. 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。			
2. 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くものとする。			
※議会事務局には連絡のみ行う。			

		航空機災害	鉄道事故	道路災害
(第1・第2配備)	設置する本部	航空機事故応急対策本部 (本部長:防災対策管理部長) ※本部長が必要と認めたと き設置	鉄道事故応急対策本部 (本部長:防災対策管理部長) ※本部長が必要と認めたと き設置	道路事故応急対策本部 (本部長:防災対策管理部長) ※本部長が必要と認めたと き設置
	配備基準	航空機事故により災害が 発生又は発生が予想される 場合で、知事が必要と認め たとき。	鉄道事故により災害が 発生した場合で、知事が 必要と認めたととき。	道路事故により災害が 発生又は発生が予想される 場合で、知事が必要と認め たとき。
	配備 を要 する 課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課	危機管理課 防災計画課 消防課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課	危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課
		出先機関 (関係各部局等において必要と認めるとき) 地域振興事務所地域振興 課 健康福祉センター その他 必要に応じて部局内等で 増強する	地域振興事務所地域振興 課 健康福祉センター その他 必要に応じて部局内等で 増強する	地域振興事務所地域振興 課 健康福祉センター <u>土木事務所</u> その他 必要に応じて部局内等で 増強する
(本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長:知事)	災害対策本部 (本部長:知事)	災害対策本部 (本部長:知事)
	配備基準	航空機事故により重大な 災害が発生した場合で、 知事が必要と認めたととき。	鉄道事故により重大な 災害が発生した場合で、 知事が必要と認めたととき。	道路事故により重大な 災害が発生した場合で、 知事が必要と認めたととき。
	配備 を要 する 課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁学校安全保健課 出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する		
※配備の特例措置 1. 知事 (防災危機管理部長) は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2. 知事 (防災危機管理部長) は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くものとする。				
※議会事務局には連絡のみ行う。				

		放射性物質事故
(第1・第2配備)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部 (本部長：防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 業務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 水道局計画課 教育庁学校安全保健課 病院局経営管理課 出先機関 関係各部署等において必要と認めるとき
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長：知事)
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、知事が必要と認めたとき
	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 経済政策課 水産課 県土整備政策課 出納局 企業庁企業総務課 施設維持課 出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する
※配備の特例措置 1. 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2. 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くものとする。		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第2章 大規模事故対策計画

大規模火災対策計画	(第1節 大-2-2)
林野火災対策計画	(第2節 大-2-6)
危険物等災害対策計画	(第3節 大-2-9)
海上災害対策計画	(第4節 大-2-15)
油等海上流出災害対策計画	(第5節 大-2-19)
航空機災害対策計画	(第6節 大-2-25)
鉄道災害対策計画	(第7節 大-2-32)
道路災害対策計画	(第8節 大-2-50)
放射性物質事故対策計画	(第9節 大-2-54)

第1節 大規模火災対策計画

県（防災危機管理部、県土整備部、教育庁、警察本部）

1 基本方針

大規模な火災災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火規制

県及び市町村は、市街地における延焼防止を次により促進する。

(ア) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

(イ) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

イ 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(2) 防災空間の整備・拡大

ア 県及び市町村は、都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

イ 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

県は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

ウ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

県及び市町村は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っている。

エ 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

(3) 市街地の整備

県は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

(4) 火災に係る立入検査

各市町村消防機関は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める

基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

ウ こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市町村火災予防条例どおり確保されているかどうか。

エ 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。

オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。

カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 住宅防火対策

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

ア 住宅用防災機器等の展示

イ 啓発用パンフレットの作成

ウ 講演会の開催

(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 防火管理者及び消防計画

各市町村消防機関は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

(ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

(イ) 消火、通報、避難等の訓練の実施

(ウ) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

(エ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

(オ) 従業員等に対する防災教育の実施

イ 防火対象物の点検及び報告

各市町村消防機関は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(7) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、各市町村消防は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記(6)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

(ア) 高水準消防防災設備の整備

(イ) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(ウ) 防災センターの整備

イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

(8) 文化財の防火対策

本県には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

ア 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

＜資料編〇―〇 文化財防災設備設置状況＞

(9) 消防組織及び施設の整備充実

ア 消防組織

市町村は消防職員・団員の確保に努める。

県は市町村の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

イ 消防施設等の整備充実

県は、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

ア 県及び市町村は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 県及び市町村は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

ア 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

(4) 消防活動

ア 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

イ 発災現場の市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

ウ 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

<資料編〇一〇 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱>

<資料編〇一〇 大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援・千葉県事前計画>

エ 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 救助・救急計画

ア 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 県及び市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(6) 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

(7) 避難計画

ア 発災時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

ウ 市町村は、必要に応じて避難所を開設する。

(8) 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、地震・津波編第3章「消防・救助救急・医療救護活動」及び「救援物資供給活動」に定めるところによる。

第2節 林野火災対策計画

県（防災危機管理部、農林水産部、警察本部）

1 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用する等、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

2 予防計画

(1) 広報宣伝

ア ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

県及び市町村は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、市町村防災行政無線、市町村広報紙、回覧板、有線放送等を利用し住民の注意を喚起する。

イ 観光会社、交通機関等による啓発

県は、鉄道・バス会社、旅館等に協力を要請しポスターの掲示などの啓発宣伝を実施する。

ウ 会議等の開催による宣伝

県は、林業関係者等を招集し、火災予防の知識を広めるとともに予防体制の確立を図る。

エ 学校教育による指導

県及び市町村は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

オ 山火事予防運動の実施

県、市町村及び森林組合は、山火事予防運動週間に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

(2) 法令による規制

ア 市町村条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

市町村は、住民に対し、火災警報発令下における市町村条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

イ 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生の危険の高い市町村においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

ウ 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

市町村は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

(3) 予防施設の設置

ア すいがら入れの保持

県、市町村及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

イ 立看板等の設置

県は、ハイカーの集まる山岳地の売店付近、キャンプ場等の人の集まる場所に立看板等を設置する。

(4) 体制の整備

県は、入山者の多い山林を中心に県林業事務所及び外部委託による巡視を実施する。

(5) 消火施設の設置

ア 水槽の設置（自然水利の活用）

県は、治山えん堤工事で山脚の崩壊、溪間の安定を図るための、谷止工を利用して防火用水を確保する。

市町村及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

イ 自衛隊の支援

県は、大規模火災に対処するため、自衛隊の支援体制を確立する。

ウ 簡易消火用具の配備

県は、初期消火のため、簡易消火用具を県の管理施設等に配置する。

(6) 林野等の整備

ア 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

イ 林道

県及び市町村は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

ウ 防火線

県、市町村及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実に努める。

(7) 林野火災特別地域対策事業

ア 林野火災特別地域の決定

事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等にかんがみ、次の要件に該当する区域の関係市町村が県と協議して決定する。

(ア) 市町村における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の市町村

(イ) 過去5年間における林野火災による焼損面積が300ha以上の市町村又は過去5年間における林野火災の出火件数20件以上の市町村

(ウ) 上記以外の市町村で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる市町村

イ 林野火災特別地域対策事業計画の作成

林野火災特別地域内の関係市町村は、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

3 応急対策計画

(1) 消防計画の樹立

ア 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

県は、林野の所在する市町村を指導し、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成させ、消防団等にあらかじめ配布しておく。

イ 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。

ウ 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

エ モデル地区の設置

モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

オ 消防計画図の作成

市町村で作成されている消防計画のなかにも、林野火災消防計画図をとり入れさせる。

(2) 総合的消防体制の確立

ア 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

イ 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した市町村長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

ウ 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

エ 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

オ 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

カ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

キ 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

管理委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場	水利
自衛隊	<u>陸上自衛隊木更津駐屯地</u> 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	山倉ダム、郡ダム、戸面原ダム、小向ダム、金山ダム、佐久間ダム、長柄ダム、東金ダム、勝浦ダム、荒木根ダム

ク 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

(3) 避難計画

市町村及び県警察は人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。

(4) 立入禁止区域の設定等

県警察は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

4 その他

(1) 林地荒廃を防止する治山工事の施行、森林復旧の造林事業の実施

県及び森林所有者は、保安林改良事業等を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。

(2) 森林保険の加入

県は、未加入森林分の加入を促進する。

第3節 危険物等災害対策計画

県（防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、警察本部）

道路上での危険物等の災害については、同章第8節「道路災害対策計画」、また、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1 危険物

(1) 基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 事業所等

(ア) 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

(イ) 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

a 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

b 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

c 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

(ウ) 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

a 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

b 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

c 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

イ 県、市町村及び消防機関

(ア) 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

(イ) 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

a 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する確かな防災計画を策定する。

b 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

- c 消防体制の強化
消防機関は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。
- d 防災教育
危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての確な教育を行う。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

(ア) 通報体制

- a 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。
- b 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

(イ) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(ウ) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

イ 県、市町村その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市町村の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

(ア) 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(イ) 救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、海上保安庁その他関係機関はこれに協力する。

(ウ) 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(エ) 避難

市町村は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(オ) 警備

県警察、海上保安庁は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(カ) 交通対策

道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

(キ) 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

2 高圧ガス

(1) 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(オ) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(カ) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(キ) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 県、消防機関その他関係機関

(ア) 防災資機材の整備

a 県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

b 県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(イ) 保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(ウ) 防災訓練の実施

県及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

- (エ) 防災資機材の調達
防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。
- (オ) 被害の拡大防止措置
可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。
- イ 県、市町村その他関係機関
 - (ア) 緊急通報
通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
 - (イ) 応急措置の実施
防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。
 - (ウ) 防災資機材の調達
 - a 県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。
 - b 県警察、消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。
 - (エ) 被害の拡大防止措置及び避難
 - a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
 - b 市町村は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。
 - (オ) 原因の究明
県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 火薬類

(1) 基本方針

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 事業所等

(ア) 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

(イ) 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

a 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

b 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

c 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

d 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

(ウ) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

- (エ) 防災訓練の実施
 - 取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- イ 県及び関係団体
 - 事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。
- (3) 応急対策計画
 - ア 事業所等
 - (ア) 緊急通報
 - 火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。
 - (イ) 災害対策本部等の設置
 - 火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
 - (ウ) 応急措置の実施
 - 防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。
 - イ 県、市町村その他関係機関
 - (ア) 緊急通報
 - 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。
 - (イ) 応急措置の実施
 - 防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。
 - (ウ) 被害の拡大防止措置及び避難
 - a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
 - b 市町村は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。
 - c 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。
 - (エ) 原因の究明
 - 県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 毒物劇物

- (1) 基本方針
 - 毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。
- (2) 予防計画
 - ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等
 - (ア) 毒物劇物取扱責任者の設置
 - 毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。
 - (イ) 管理体制の整備
 - 毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。
 - (ウ) 施設の保守点検
 - 毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。
 - (エ) 教育訓練の実施
 - 毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

(オ) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記（ア）から（ウ）により危害防止に努める。

イ 県（健康福祉センター）

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

（3）応急対策計画

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

（ア）通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、健康福祉センター、警察署、又は消防機関へ通報を行う。

（イ）応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

イ 県、市町村その他関係機関

（ア）緊急通報

県（健康福祉センター）、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

（イ）被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

（ウ）救急医療

県（健康福祉センター）、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

（エ）水源汚染防止

県（健康福祉センター）は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

（オ）避難

市町村は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

5 危険物等による環境汚染の防止対策

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第4節 海上災害対策計画

県（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

1 基本方針

本県周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については同章第5節「油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

2 対象災害

この計画の対象となる災害は次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

3 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 各種予防対策

ア 航行船舶の安全確保

(ア) 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

(イ) 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(ウ) 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

イ 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

(2) 資機材等の整備

第三管区海上保安本部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

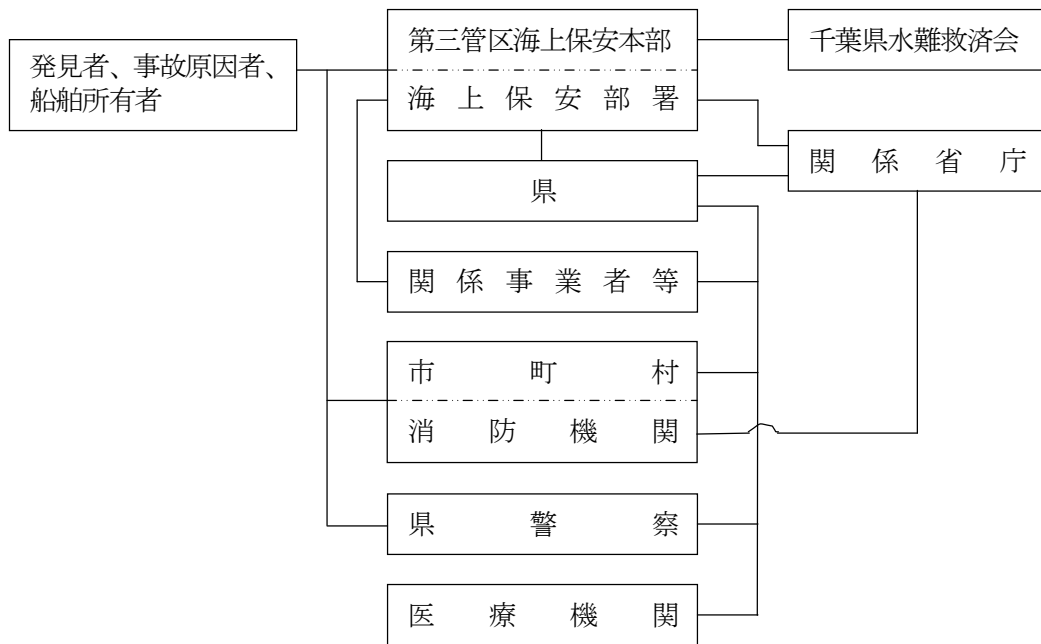
4 応急対策計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

(1) 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。



(2) 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して対応に努める。
 一次的に対応をする関係機関及び主な対応は以下のとおりである。

船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、 事故原因の調査・広報
沿岸消防機関	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察	捜索、救難、救助、警戒線の設定
沿岸市町村	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

(3) 関係機関の体制

ア 第三管区海上保安本部の体制

(ア) 災害の発生が予想される場合

a 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

b 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 災害が発生した場合

a 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置

する。

b 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力的かつ確実に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

イ 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 沿岸市町村の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

エ 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

ア 捜索

関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

イ 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

ウ 救助・救急

(ア) 第三管区海上保安本部（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

(イ) 沿岸市町村（基本法第62条、水難救護法第1条）

遭難船舶を認知した市町村は、海上保安部署及び警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

(ウ) 県警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市町村長を助け、市町村長が現場にいない場合は、市町村長に代わってその職務を実施する。

エ 医療救護

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

また、市町村は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

オ 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

カ 死体の収容

原則として市町村が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

キ 応援要請

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

ク 緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

ケ 広報

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(5) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

<資料編〇-〇 県所属船舶及び備蓄資材一覧表>

<資料編〇-〇 海上保安部（署）巡視艇、航空機一覧表>

<資料編〇-〇 曳舟の状況>

<資料編〇-〇 海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表>

第5節 油等海上流出災害対策計画

県（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

1 基本方針

本県周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

(1) 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

(2) 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

ア 第三管区海上保安本部等

- (ア) 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- (イ) 連絡調整本部の設置
- (ウ) 各排出油等防除協議会の的確な運営
- (エ) 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- (オ) 人の生命及び身体並びに財産の保護
- (カ) 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- (キ) 流出油の応急防除措置の実施
- (ク) 一般船舶等に対する事故状況の周知
- (ケ) 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- (コ) 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- (サ) 油防除資機材の整備
- (シ) 海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示
- (ス) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (セ) 治安の維持
- (ソ) 防災関係機関との協力体制の確立
- (タ) 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

イ 県

- (ア) 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- (イ) 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- (ウ) 関係排出等油防除協議会との連絡調整
- (エ) 国・近隣都縣市等関係機関・各種団体との連絡調整
- (オ) 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- (カ) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (キ) 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- (ク) 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- (ケ) 油防除資機材の整備
- (コ) 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動

- (サ) 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- (シ) 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- (ス) 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- (セ) 野生生物及び史跡等の保護・保全
- (ソ) 漁業者等の復旧支援
- (タ) 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

ウ 市町村

- (ア) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- (イ) 防災関係機関及び住民への情報提供
- (ウ) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- (エ) 漂着油の除去作業等
- (オ) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (カ) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- (キ) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (ク) 県又は他の市町村等に対する応援要請
- (ケ) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- (コ) 油防除資機材の整備
- (サ) 回収油の一時保管場所等の調査協力
- (シ) 漁業者等の復旧支援

エ 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- (ア) 航空機等による流出油の情報収集
- (イ) 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- (ウ) 応援要員及び救援物資等の搬送

オ 漁業協同組合等

- (ア) 漁業被害の防止対策
- (イ) 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

カ 海上災害防止センター

- (ア) 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- (イ) 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- (ウ) 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- (エ) 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- (オ) 防災関係者への指導助言の実施

キ 石油連盟

- (ア) 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
- (イ) 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

ク 石油コンビナート等特別防災区域内の共同防災組織及び特定事業所等

- (ア) 特定事業所等に係る被害応急対策
- (イ) 求めに応じた流出油等の防除作業等への協力（共同防災組織は、特別防災区域内に限る。）
- (ウ) 特定事業所等に係る被害状況の把握及び情報の提供

(3) 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

- ア 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- イ 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供

- ウ 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- エ 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- オ 被害者の損害等に対する補償

2 予防計画

(1) 航行の安全確保

- ア 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- イ 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 広域的な活動体制

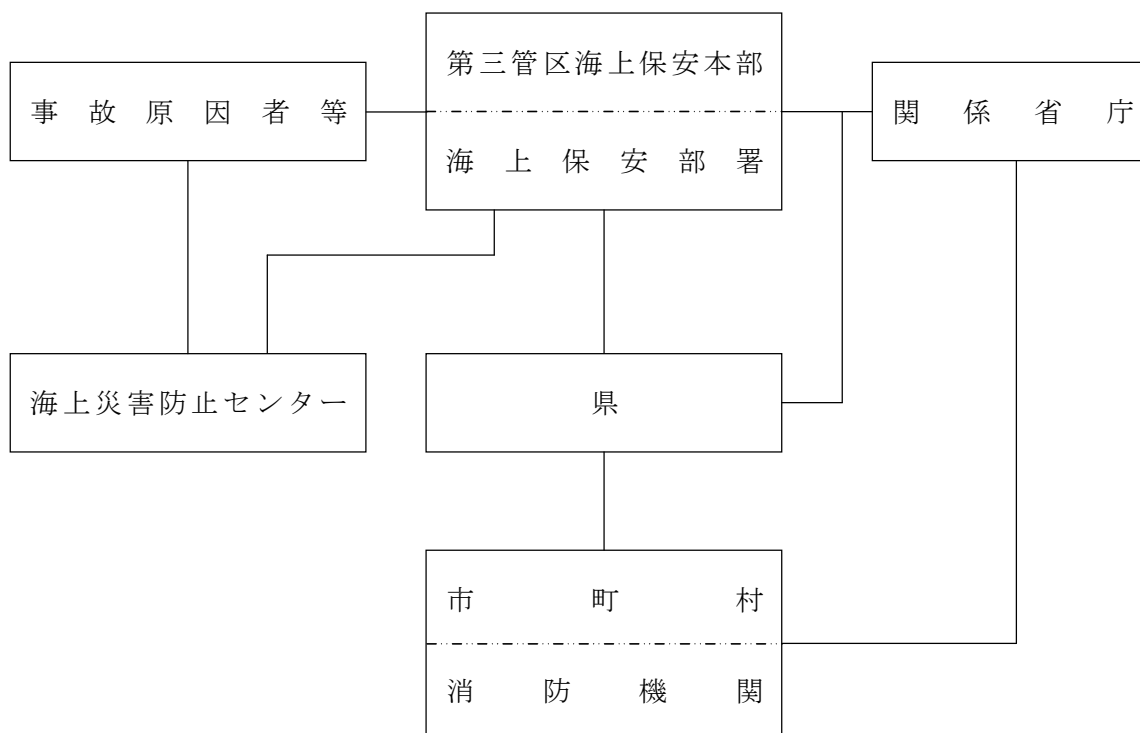
国、県及び市町村等の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

(3) 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

ア 情報連絡体制の整備

県、市町村及び第三管区海上保安本部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。



イ 油防除作業体制の整備

県、市町村等は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

ウ 油防除資機材等の整備

- (ア) 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努める。
- (イ) 県は、油流出事故発生時に、市町村が行う漂着油防除作業等を支援するため、又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努める。
- (ウ) 市町村は、油防除資機材の整備を図るよう努める。
- (エ) 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託に

よる排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有する。

(4) 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

3 応急対策計画

(1) 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

(2) 情報連絡活動

ア 第三管区海上保安本部等の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ 県の活動

(ア) 第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

(イ) 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、第三管区海上保安本部等防災機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

ウ 市町村の活動

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を最寄りの海上保安部署及び県に報告する。

エ 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

(3) 流出油の防除措置

ア 第三管区海上保安本部等

(ア) 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続く油の流出防止等油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

(イ) 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。

特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることが要請することができる。

また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、海上災害防止センターに対する指示を行うことができる。

(ウ) 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施する。

イ 県

(ア) 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

- (イ) 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。
- (ウ) 市町村の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。
- (エ) 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。
- (オ) 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。
- (カ) 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援に関する協定」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。
- (キ) 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。
- (ク) 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

ウ 市町村

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

エ 海上災害防止センター

事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行う。

オ 事故原因者等

- (ア) 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展張するなど対策を講じる。
- (イ) 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。
- (ウ) 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。
- (エ) 回収した油の適正な処理を行う。

(4) 広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

- ア 新聞、ラジオ、テレビ及びCATV等報道機関に対し、広報を要請すること。
- イ 市町村防災行政無線等による広報の実施。
- ウ インターネットの活用。
- エ 県民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置。

(5) 環境保全等に関する対策

県及び市町村は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

- ア 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- イ 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- ウ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

(6) 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、地元医師会等関係団体の協力を得て市町村が実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

4 その他

(1) 補償対策

ア タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

漁業者及び観光業者等は、直接を受けた被害の損害賠償請求等ができる。

(2) 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第6節 航空機災害対策計画

県（防災危機管理部、総合企画部、健康福祉部、警察本部）

1 基本方針

本計画は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

なお、海上遭難の場合は、同章第4節「海上災害対策計画」に準ずる。

防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港株

<資料編〇-〇 成田国際空港消防相互応援協定>

<資料編〇-〇 成田国際空港の概要>

2 予防計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

(2) 協力・応援体制の整備

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

<資料編〇-〇 成田国際空港株の消防力>

<資料編〇-〇 成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力>

(4) 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

3 応急対策計画

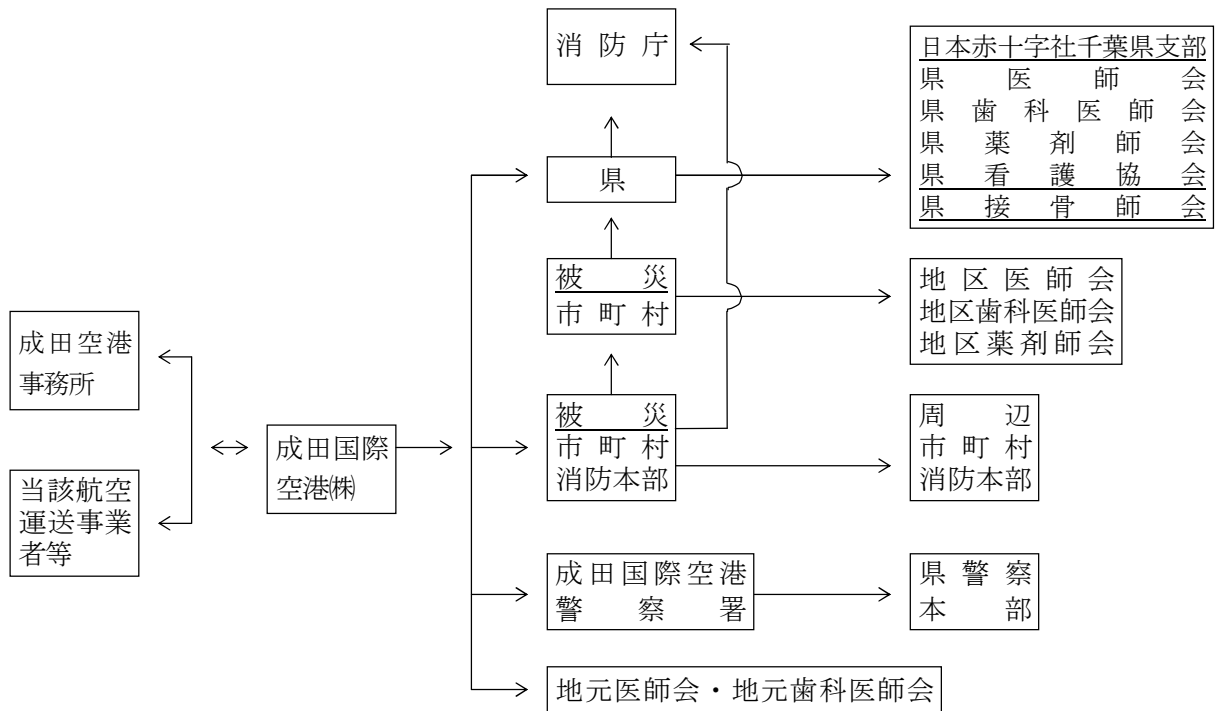
航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

(1) 情報の収集

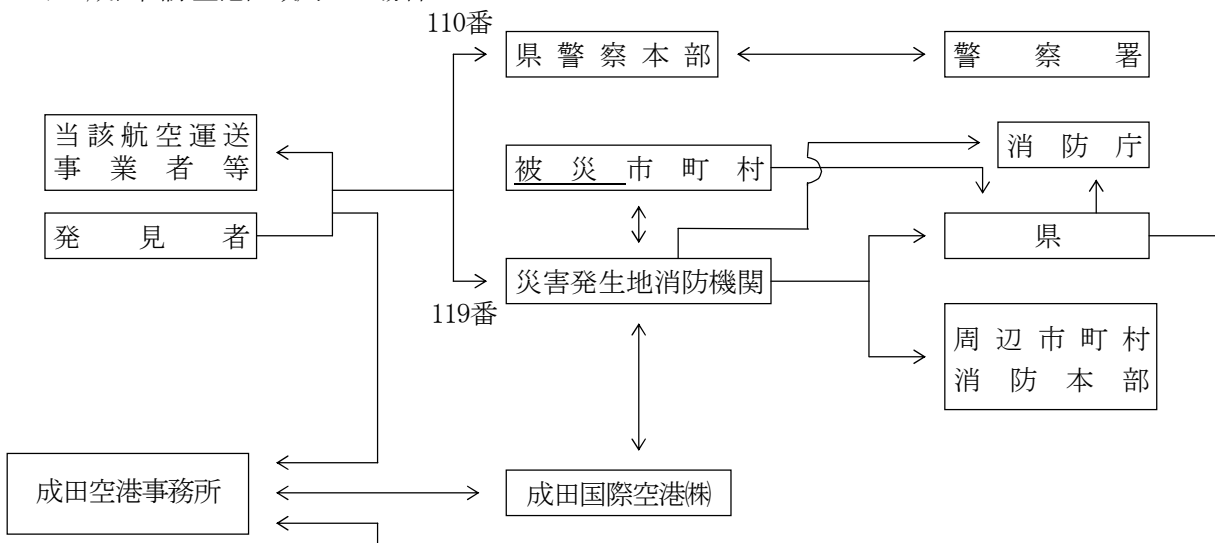
初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎情報受伝達ルート

ア 成田国際空港区域内の場合

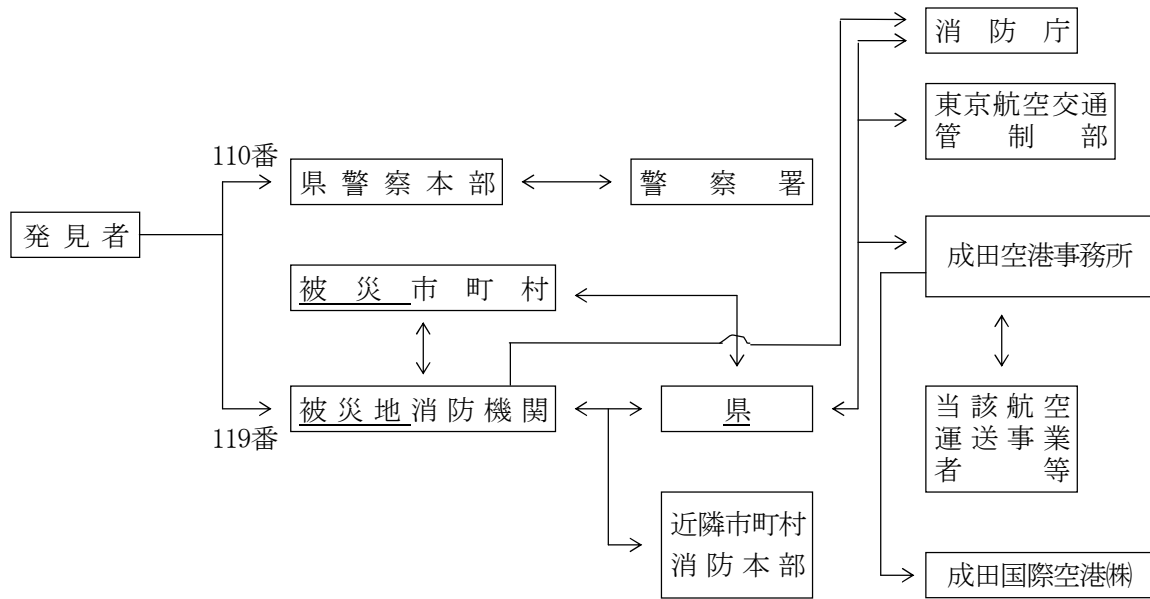


イ 成田国際空港区域周辺の場合

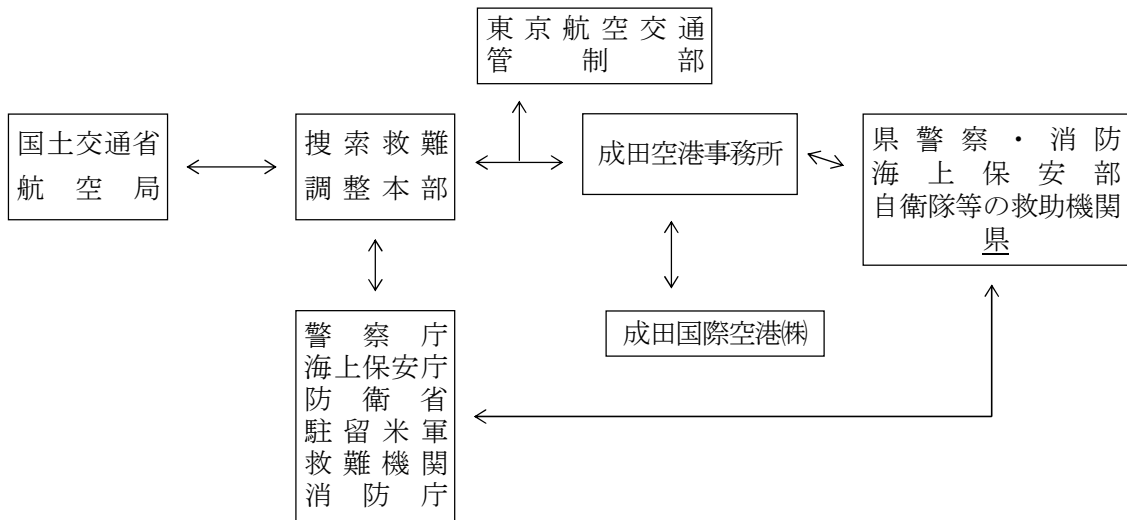


ウ その他の地域の場合

(ア) 発生地点が明確な場合



(イ) 発生地点が不明確な場合 (遭難機の搜索)



(注) 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所 (羽田) に設けられる。

(2) 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港㈱は、関係機関の連絡調整を行う。

ア 搜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

イ 消防活動

(ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

a 実施機関

成田国際空港㈱、被災市町村、被災市町村消防機関

b 協力機関

成田国際空港周辺の市町村消防機関、県警察

(イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

a 実施機関

被災市町村、被災市町村消防機関

b 協力機関

周辺の市町村消防機関、成田国際空港㈱、県警察

(ウ) その他の地域で災害が発生した場合

a 実施機関

被災市町村、被災市町村消防機関

b 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

(エ) 実施内容

a 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

b 航空機災害に係る火災が発生した場合、被災市町村長及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

c 災害の規模等が大きく、被災市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

ウ 救出救護活動

(ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

a 実施機関

成田国際空港㈱、当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

b 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、成田国際空港周辺の市町村消防機関

(イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

a 実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

b 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関、成田国際空港㈱

(ウ) その他の地域で災害が発生した場合

a 実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

b 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災の近隣市町村消防機関

(エ) 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

a 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

b 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

c 救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については成田国際空港内に、成田国際空港以外の地域である場合については、原則として被災市町村に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

エ 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

オ 死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田市及び成田国際空港株と協議のうえ、空港以外の場合には原則として被災市町村が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

カ 交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

キ 広 報

(ア) 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港株、当該航空運送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

その他の地域の場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

(イ) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

a 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

b 避難の指示、勧告及び避難先の指示

c 地域住民等への協力依頼

d そのほか必要な事項

ク 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、

地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めることにより、的確に
 応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際
 空港株が、その他の場合は地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の
 定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

(3) 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を
 整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、 県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、 応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港株	人員及び物資の派遣及び調達

別表1 防災関係機関 (※連絡先は、資料編[2]防災関係機関一覧表を参照)

機関名等
航空事業者 (災害原因者)
国土交通省東京航空局成田空港事務所
捜索救難調整本部 (東京航空事務所)
東京航空交通管制部
成田国際空港(株)
千葉県
市町村
警察庁
千葉県警察本部
千葉県成田国際空港警察署
警察署
海上保安庁
千葉海上保安部
銚子海上保安部
防衛省
陸上自衛隊第1空挺団
駐留米軍
総務省消防庁
消防(局)本部
(社)千葉県医師会
地区医師会
(社)千葉県歯科医師会
地区歯科医師会
(社)千葉県薬剤師会
地区薬剤師会
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社地区・分区
東日本電信電話(株)千葉支店
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店
KDDI(株)
東京電力(株)千葉支店

第7節 鉄道災害対策計画

県（防災危機管理部、総合企画部、警察本部）

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

鉄軌道事業者（19事業者）

東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、小湊鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、京葉臨海鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、流鉄株式会社、銚子電気鉄道株式会社、千葉都市モノレール株式会社、いすみ鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（関東支社）、東京都交通局、芝山鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、山万株式会社、株式会社舞浜リゾートライン

1 予防計画

(1) 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に
関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

(2) 行政等による予防対策

ア 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において
情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や
地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切
保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

2 応急・復旧計画

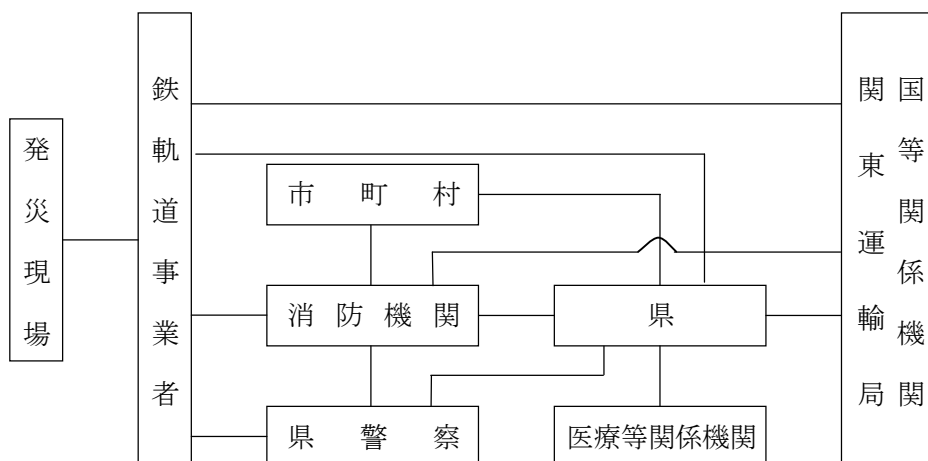
(1) 行政等による応急活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な
体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部 総務課	—	—	045-211-7269	045-212-2017

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課。
(NTT電話：045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886
京成電鉄(株)	運輸指令室	641-721	<u>641-722</u>	03-3607-1143	03-3607-1198
新京成電鉄(株)	運輸指令所	643-721	643-722	047-386-1852	047-386-1853
東武鉄道(株)	運行管理所	642-721	642-722	048-760-0313	048-760-0318
小湊鉄道(株)	鉄道部	644-721,723	644-722	0436-21-6771	0436-22-7670
北総鉄道(株)	運輸指令所 安全推進担当	<u>500-9761</u> =	<u>500-9762</u> =	<u>047-446-0326</u> <u>047-445-3611</u>	<u>047-446-0500</u> <u>047-446-3767</u>

鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話	鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話
東京地下鉄(株)	総合指令所	03-5395-1162	東葉高速鉄道(株)	安全防災課	047-458-0039
京葉臨海鉄道(株)	運輸グループ	043-265-2530	日本貨物鉄道(株) (関東支社)	総務部	03-3239-9282
流鉄(株)	鉄道部	04-7158-0117	東京都交通局	運転課 保安係	03-5320-6082
銚子電気鉄道(株)	運輸課	0479-22-0316	芝山鉄道(株)	総務部	0479-78-1141
千葉都市モノレール(株)	運転課	043-287-8210	首都圏新都市鉄道(株)	管理課	03-3839-7352
いすみ鉄道(株)	鉄道部	0470-82-2161	山万(株)	鉄道事業部	043-487-5036
			(株)舞浜リゾートライン	トランジット部 トランジット グループ	047-305-2409

(3) 相互協力・派遣要請計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

イ 県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

ウ 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市町村は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(4) 消防活動

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(5) 救助・救急計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

イ 国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(6) 交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。


(7) 避難計画

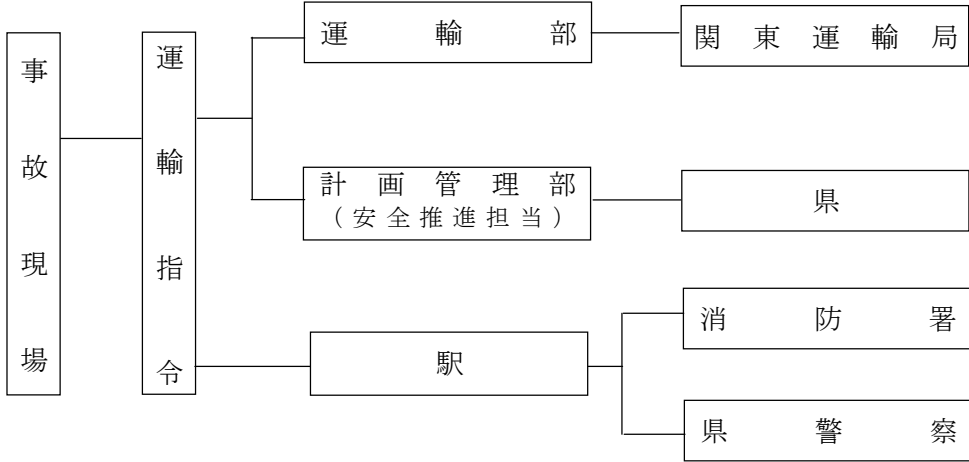
ア 発災時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。

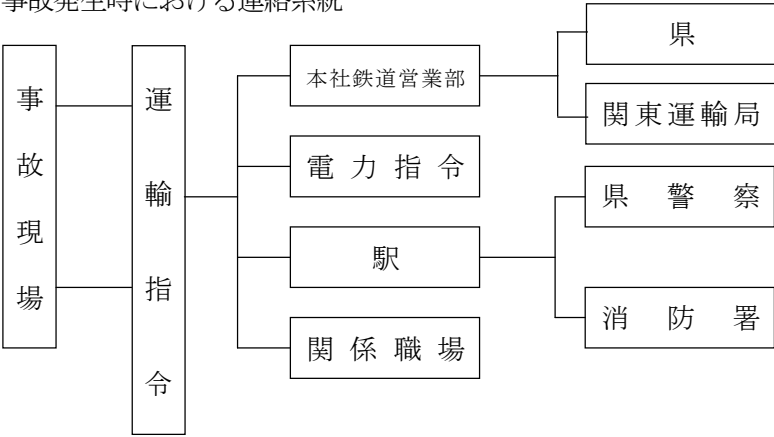
イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

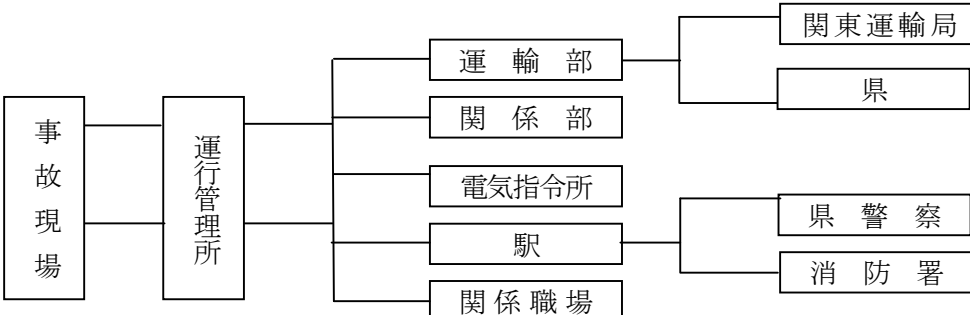
ウ 市町村等は、必要なに応じて避難所を開設する。

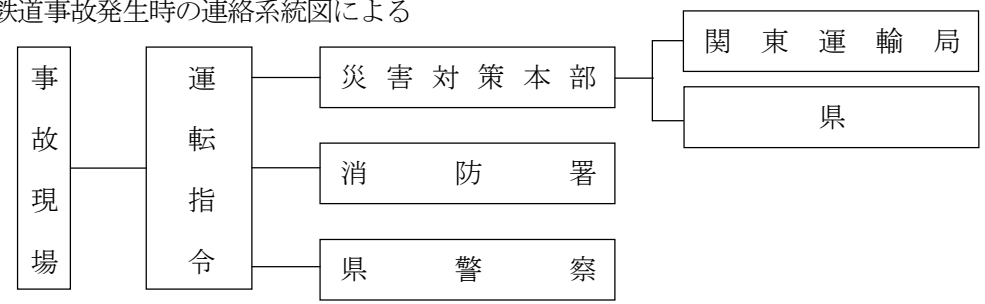
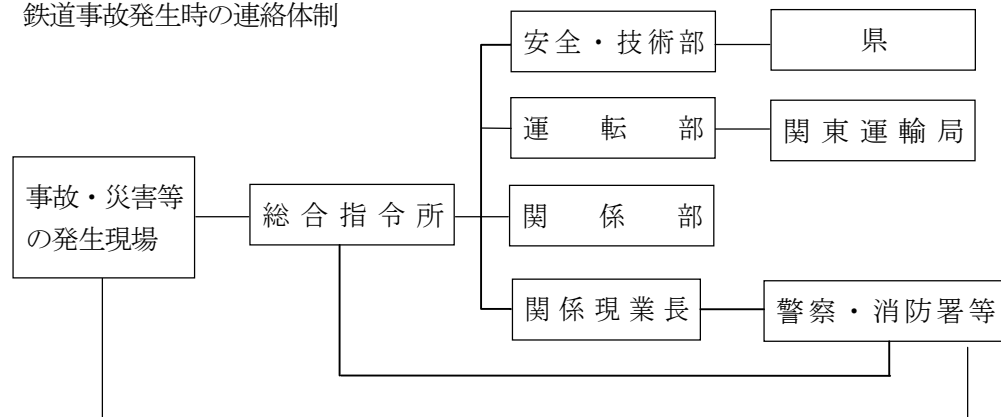
(8) 各事業者による応急・復旧対策

事業者	概 要
<p>東日本旅客 鉄 道 (株) 千 葉 支 社</p>	<p>[応急・復旧対策] 旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 救 護 千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社(総務部)] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

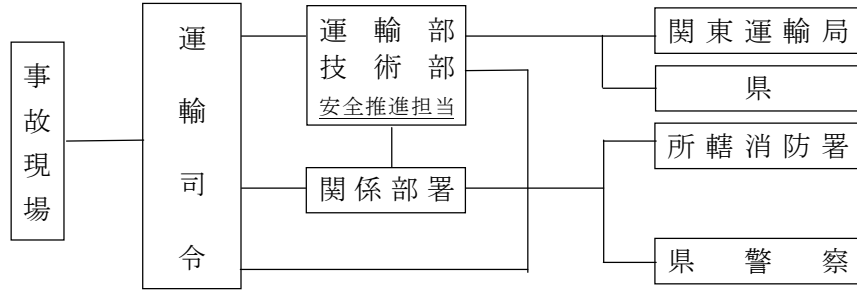
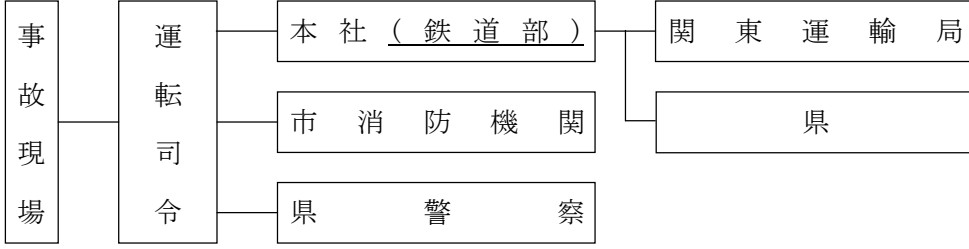
事業者	概要
京成電鉄株	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。</p> <p>(1) 被害状況等の調査報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者の被害状況の把握 イ 施設・設備等の被害及び復旧状況 ウ その他災害に関する情報 <p>(2) 救護活動</p> <p>事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。</p> <p>(3) 広報活動の実施</p> <p>列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。</p> <p>(4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 鉄道事故発生時の緊急連絡体制</p>  <pre> graph TD A[事故現場] --- B[運輸指令] B --- C[運輸部] B --- D["計画管理部 (安全推進担当)"] B --- E[駅] C --- F[関東運輸局] D --- G[県] E --- H[消防署] E --- I[県警察] </pre> <p>(5) 大規模事故発生時の動員体制</p> <p>大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常召集を指示する。</p>

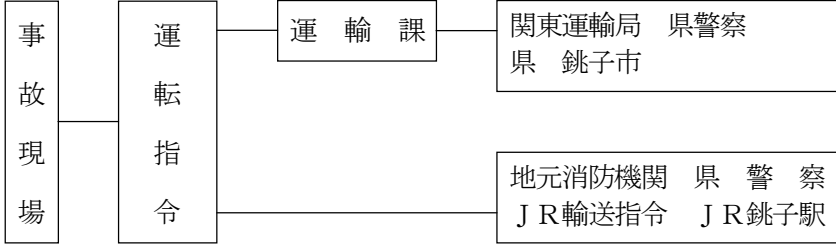
事業者	概要
新 京 成 電 鉄 (株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>事故が発生した場合は、運転事故応急処置心得に定めるところにより、死傷者の救護を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講ずるとともにその応急措置及び復旧については最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行い、事故の影響を最小限にとどめ本線の早期開通に努める。</p> <p>事故対策本部の設置</p> <p>事故により社会・人心に重大な影響を及ぼすような事故が発生した場合は、異常時対策規則の定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧及び救急について必要な体制を確立し、運輸事業の社会的使命の達成を図るため「事故対策本部」を本社に設置する。</p> <p>ただし、状況に応じて現地に「復旧対策本部」を設置する。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>事故発生時における連絡系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令] B --- C[本社鉄道営業部] B --- D[電力指令] B --- E[駅] B --- F[関係職場] C --- G[県] C --- H[関東運輸局] E --- I[県警察] E --- J[消防署] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局・県警察及び市町村の消防機関に連絡する。</p>

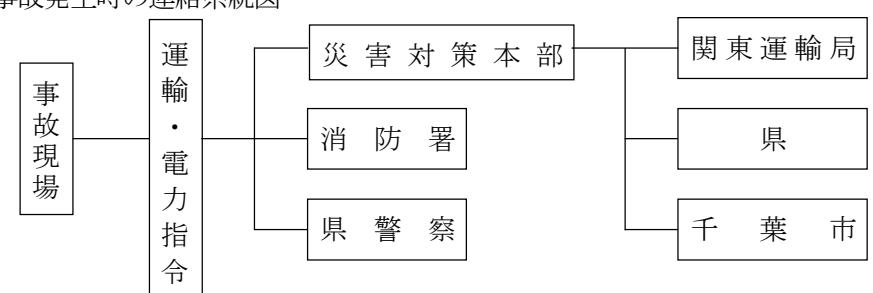
事業者	概 要
東武鉄道株	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、沈着冷静な判断と、臨機な処置をとり「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部 事故・災害等対策規程」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。</p> <p>災害の発生に際し、的確な処置を行うため、社内及び関係他機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。</p> <p>[災害時の活動組織の編成計画]</p> <p>a 災害対策本部 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。</p> <p>b 現地対策本部 特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。</p> <p>c 災害対策総本部 aの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運行管理所] B --- C[運輸部] B --- D[関係部] B --- E[電気指令所] B --- F[駅] B --- G[関係職場] C --- H[関東運輸局] C --- I[県] D --- H D --- I F --- J[県警察] F --- K[消防署] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

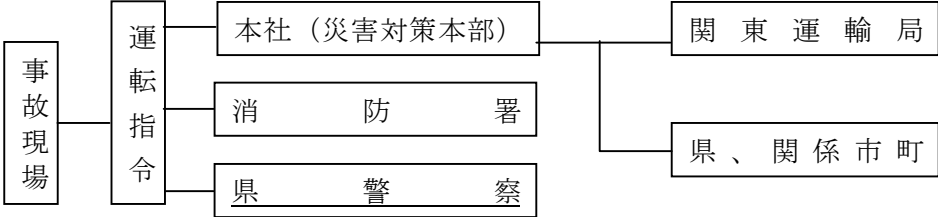
事業者	概 要
小湊鉄道株	<p>[応急・復旧対策] 列車の走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、その状況を沈着冷静に判断し、運転司令にその旨緊急報告するとともに、二次災害の発生に十分注意して負傷者の救出に全力を尽くす。 また、運転司令及び関係乗務員は災害対策要綱に基づき、事故災害の発生状況の周知及び旅客への協力依頼、その他救出避難誘導・情報伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>災害対策本部の設置 鉄道の運転に支障となる重大な災害が発生した場合は、本社内に事故災害対策本部、災害現場には復旧本部を設置し、各関係者は相互に協力して早期復旧及び二次災害の防止に努める。対策本部長は、取締役社長が担当する。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 鉄道事故発生時の連絡系統図による</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運転指令] B --- C[災害対策本部] B --- D[消防署] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre>
東京地下鉄株	<p>[応急・復旧対策] 重大な事故・災害等が発生した場合、非常体制を発令し、社員は互いに協力し、旅客及び社員の安全確保を第一の使命として、①人命救助及び避難誘導、②二次災害及び付帯事故の防止、③連絡及び通報等の事項を重点に最良と思われる方法で行動する。 対策本部の設置 事故・災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合は「事故・災害等対策規程」に基づき、非常体制を発令し、事故・災害等の発生場所に現地対策本部を設置するとともに、本社に対策本部を設置し、適切な処置を講じる。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故発生時の連絡体制</p>  <pre> graph LR A[事故・災害等の発生現場] --- B[総合指令所] B --- C[安全・技術部] B --- D[運転部] B --- E[関係部] B --- F[関係現業長] C --- G[県] D --- H[関東運輸局] F --- I[警察・消防署等] </pre>

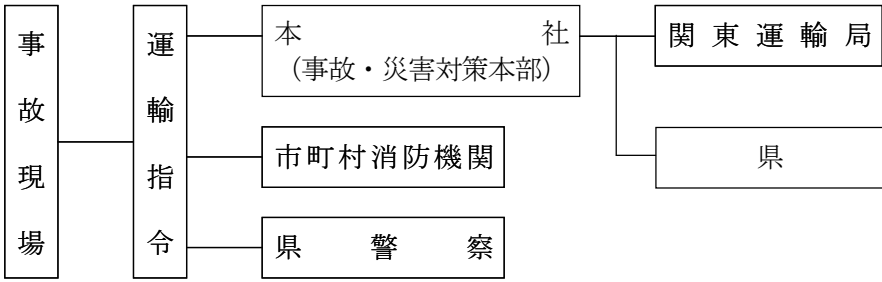
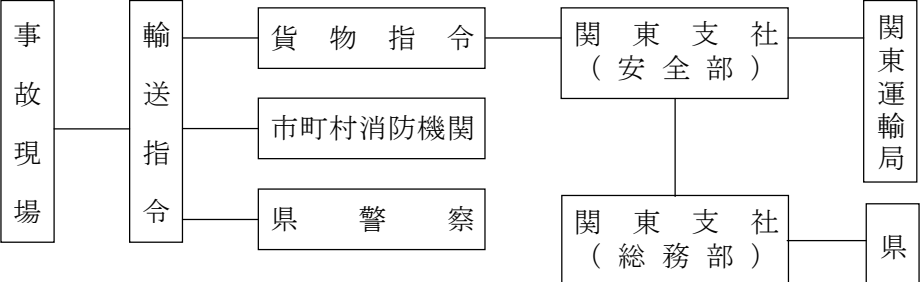
事業者	概要
京葉臨海鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故応急復旧処理手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道部運輸グループ(千葉貨物駅)に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p> <pre> graph LR A[事故現場] --- B[千葉貨物 駅指令長] B --- C[鉄道部 (運輸グループ)] C --- D[関係部署] C --- E[関東運輸局] C --- F[県] D --- G[所轄消防署 (出張所含む)] D --- H[県警察] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>

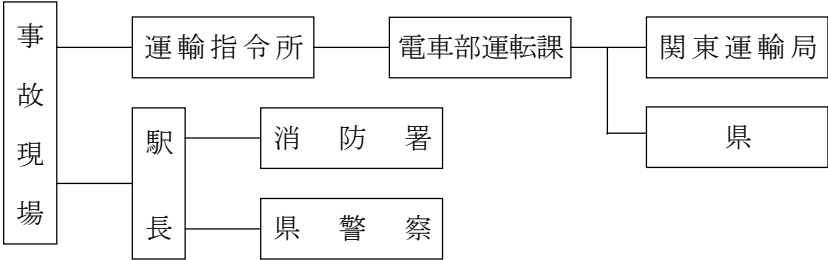
事業者	概要
北総鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 鉄道事故が発生した場合は、「異常時対策規則」の定めに基づき、旅客の救出救護、避難誘導、災害情報の伝達並びに復旧等に関し、迅速的確な措置をとる。</p> <p>事故復旧対策本部の設置 運転事故復旧対策本部設置基準に基づき、対策本部を設置し、直ちに対策要員を指揮して応急措置、救護、早期復旧を図る。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故が発生した場合は、事故概況、復旧見込み、列車運転状況及び輸送対策等を関係箇所に連絡する。</p> <p>【鉄道事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸司令] B --- C[運輸部 技術部 安全推進担当] B --- D[関係部署] C --- E[関東運輸局] C --- F[県] D --- G[所轄消防署] D --- H[県警察] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び消防署に連絡する。</p>
流鉄(株)	<p>[応急・復旧対策] (1) 列車走行中に事故災害が発生した場合は、乗務員は冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。 (2) 公設消防隊の到着するまで、駅長の指揮により消火器等により初期消火作業を行う。 (3) 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、災害対策本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸司令] B --- C[本社(鉄道部)] B --- D[市消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び市の消防機関に連絡する。</p>

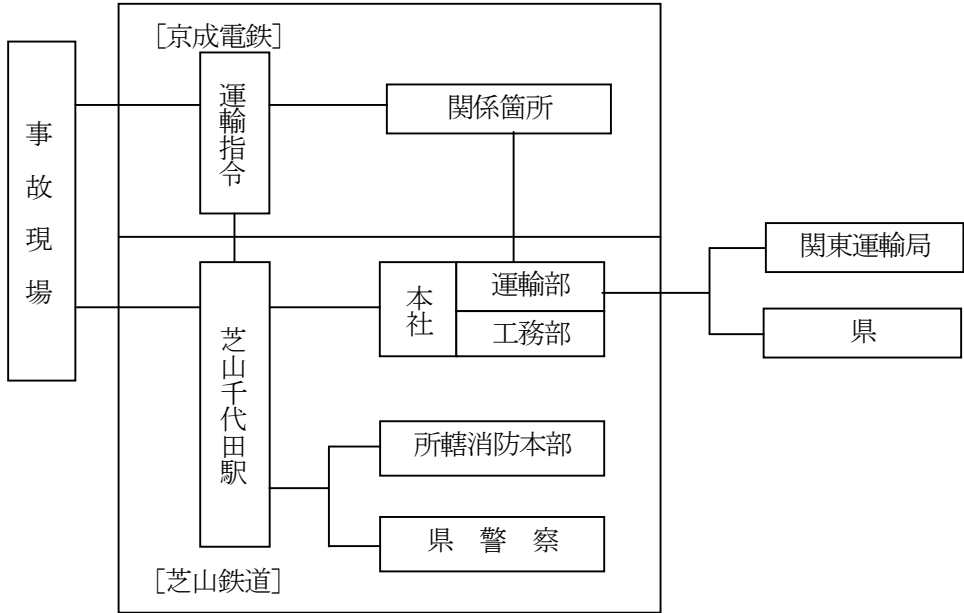
事業者	概 要
銚子電気鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車走行中に事故災害が発生した場合には、乗務員は運転取扱心得の定めに従い、冷静に状況を判断し、旅客の安全を第一に行動するものとする。</p> <p>また、旅客への状況説明及び関係各所へ速やかに通報し、避難誘導及び的確な災害情報の伝達等の措置をとる。</p> <p>(1) 列車無線網の確立 災害復旧対策を優先させるため、列車無線の使用を制限し、的確な通報体制の確立を行う。</p> <p>(2) 事故対策本部の設置 事故災害の発生により輸送に著しく支障を生じる場合、本社内に事故対策本部及び現地対策本部を設置し、円滑に事故の処理を行い、早期復旧に努める。</p> <p>(3) 緊急出動体制 事故災害の発生により復旧のための要員確保が必要な場合、緊急連絡網により社員（非番・公休者）の非常召集を行う。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡体制</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運転指令] B --- C[運輸課] B --- D["地元消防機関 県警察 JR輸送指令 JR銚子駅"] C --- E["関東運輸局 県警察 銚子市"] </pre> <p>大規模な事故災害が発生した場合には、関東運輸局並びに県警察と連絡運輸機関であるJR輸送指令へ連絡する。</p>

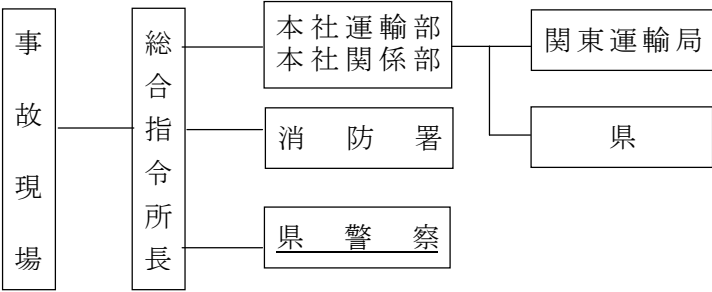
事業者	概要
千葉都市モノレール(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合、関係社員は状況を的確に判断して以下の応急的処置等の対策を講じることで、乗客等の安全確保、早期復旧に努める。</p> <p>(1) 乗客の安全誘導 当社は車両が懸垂式であるため、空中の駅間で車両が停止した場合に短時間で停止車両から乗客を解放すべく努める。 ア 自力走行（故障車両）での最寄り駅への避難 イ 救援列車を使用した救助 (ア) 救援列車による牽引、救助 (イ) 縦取り装置による救助 (ウ) 横取り装置による救助 ウ 下取り装置による救助</p> <p>(2) 社員による軌道桁点検（地震の場合は全線）</p> <p>(3) 災害対策本部の設置 千葉県・千葉市等、関係機関及び災害現場との的確な情報交換、情報分析を行い、利用者等の安全確保、運行の早期復旧に向けた対応策を策定し実施に移すべく災害対策本部を設置する。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 事故発生時の連絡系統図</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸・電力指令] B --- C[災害対策本部] B --- D[消防署] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] C --- H[千葉市] </pre>

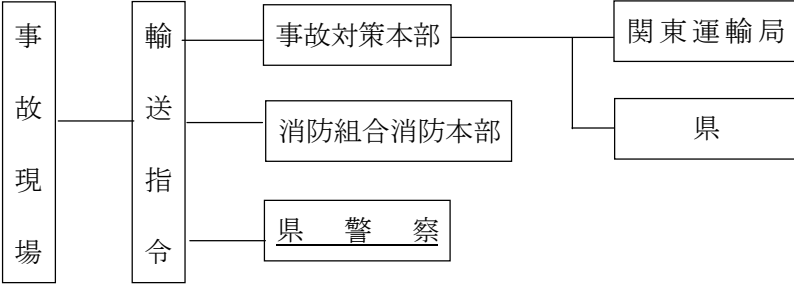
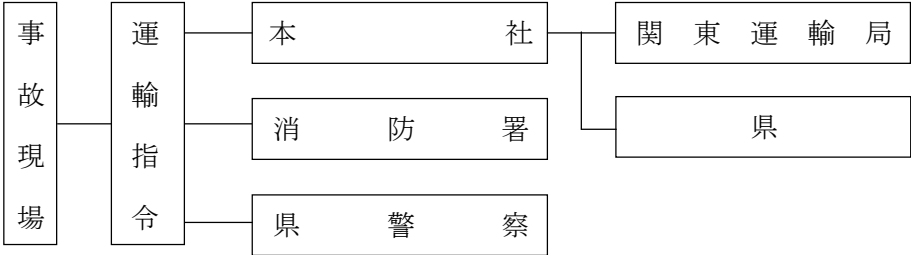
事業者	概 要
い す み 鉄 道 (株)	<p>[応急・復旧対策] 旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は冷静に状況を判断し、「運転取扱心得」に定めるところにより、旅客の安全確保等所要の措置を講ずる。</p> <p>(1) 対策・復旧本部の設置 災害時における対策及び復旧、救護を円滑に行うため本社内に災害対策本部、災害現場に事故復旧本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>(2) 部外応援・協力関係 部外応援・協力が必要なときは、本部長の指示を受けて行う。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運転指令] B --- C[本社（災害対策本部）] B --- D[消防署] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県、関係市町] </pre> <p>【鉄道事故発生時の連絡体制】 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

事業者	概要
東葉高速鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車走行中に災害及び事故が発生した場合は、関係社員は「事故・災害対策規程」に定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧、救護を行うとともに、避難誘導及び災害・事故情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1) 事故・災害対策本部の設置 災害及び事故の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、本社内に事故・災害対策本部、現地に復旧対策本部を設置し、対策要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 自衛消防隊は、消防機関が到着するまで、当務責任者の指揮により旅客の安全を図り、消火器等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 救護 事故・災害対策本部長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「事故・災害対策規程」の定めるところにより、現地復旧対策本部救護班を待機させ、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道の事故発生時の連絡系統図</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令] B --- C[本社 (事故・災害対策本部)] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>
日本貨物鉄道(株) 関東支社	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>(1) 貨物列車走行中に事故災害が発生した場合は、状況を把握し輸送指令に報告する。 また、危険物を輸送していた場合は「化成品貨物異常時応急処理ハンドブック」に定めるところにより、適切な措置をとる。</p> <p>(2) 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧を図る。</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[輸送指令] B --- C[貨物指令] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東支社 (安全部)] F --- G[関東運輸局] B --- H[関東支社 (総務部)] H --- I[県] </pre>

事業者	概 要
東京都 交通局	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）した場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の大規模事故災害における応急・復旧対策</p> <p>(1) 事故等が発生した場合又は発生が予想される場合は、次により処置する。</p> <p>ア 事故等が発生した場合</p> <p>(ア) 当事者又は発見者は、状況を冷静に判断し、直ちに最善と認められる臨機の処置をとる。ただし、運輸指令所長又は所属長から指示があるときは、その指示による。</p> <p>(イ) 運輸指令所長は、「緊急事態発生」の指令を各事業所の長に出す。また、事故復旧本部を設置したときは、その旨を関係先に通報する。</p> <p>(ウ) 両線を支障したときの復旧作業は、いずれか一方の線路の復旧を優先する。</p> <p>イ 事故等の発生が予想される場合</p> <p>(ア) 各事業所の長は、気象状況、その他情報等を考慮して、自主的に所属係員を出動させ、災害等の防止措置を講じる。</p> <p>(イ) 各事業所の長は、運輸指令所長から連絡又は出動指令があったときは、直ちに運輸指令所長と打合せをして所属係員を出動させる等の処置を講じる。</p> <p>(2) 所属係員を出動させた場合は、事業所の長は運輸指令所長に状況を逐次通報するとともに緊密な連絡を取る。</p> <p>(3) 各事業所の長は、あらかじめ緊急動員表を作成し、所属係員に周知させ、緊急時の出動に支障のないようにしておく。</p> <p>(4) 各事業所の長は、勤務中の係員だけでは事故等の応急修理、復旧などを行うことが困難と認められるときは、非常召集等の措置をする。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 情報連絡体制系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令所] A --- C[駅長] B --- D[電車部運転課] D --- E[関東運輸局] D --- F[県] C --- G[消防署] C --- H[県警察] </pre>

事業者	概要
芝山鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、「事故・災害等対策規則」に基づき、対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。</p> <p>(1) 被害状況等の調査報告</p> <p>ア 利用者の被害状況</p> <p>イ 会社の施設・設備等の被害及び復旧状況</p> <p>ウ その他災害に関する情報</p> <p>(2) 広報活動の実施</p> <p>駅等会社施設での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に努める。</p> <p>(3) 救援活動</p> <p>事故発生時には、駅長が救援活動及び避難誘導に当たるとともに、事故・災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。</p> <p>(4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制</p> <p>鉄道事故発生時の緊急連絡体制</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[京成電鉄] A --- C[芝山千代田駅] subgraph B [京成電鉄] B1[運輸指令] --- B2[関係箇所] end subgraph C [芝山千代田駅] C1[本社] --- C2[運輸部] C1 --- C3[工務部] C4[所轄消防本部] C5[県警察] end B1 --- D[関東運輸局] B1 --- E[県] C4 --- F[県警察] </pre> <p>(5) 大規模事故発生時の動員体制</p> <p>大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により非常召集を指示する。</p>

事業者	概 要
首都圏新都市鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出及び避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し、早期復旧及び輸送の確保を図る。</p> <p>事故対策本部の設置</p> <p>事故及び輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行なう。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故発生時の連絡系統図 情報連絡体制系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[総合指令所長] B --- C[本社運輸部 本社関係部] B --- D[消防署] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre>

事業者	概 要
山 万 (株)	<p>[応急・復旧対策] 列車走行中に事故及び災害が発生した場合、関係社員は冷静に状況を判断し、「運転取扱実施基準」及び「運転事故処理手続」に定めるところにより、旅客の安全確保、応急対策等の迅速かつ的確な措置を講ずる。</p> <p>(1) 事故対策・復旧本部の設置 事故等時における対策及び復旧、救護を円滑に行うためにユーカリが丘支店内に事故対策本部、ユーカリが丘線駅務本部内に現地対策本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>(2) 広報活動の実施 駅等会社施設での広報及びケーブルテレビ等を通じて利用者への広報活動に努める。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[送指令] B --> C[事故対策本部] B --> D[消防組合消防本部] B --> E[県警察] C --> F[関東運輸局] C --> G[県] </pre> <p>【鉄道事故発生時の連絡体制】</p> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、警察及び消防機関に連絡する。</p>
(株) 舞 浜 リゾート ライン	<p>[応急・復旧対策] 鉄道事故が発生した場合は、旅客の救出救護、避難誘導を最優先に活動するとともに、「事故・災害復旧対策要綱」の規定に基づき、事故・災害復旧対策本部を本社内に設置し、事故復旧・災害対策の迅速かつ的確な実施を図るための態勢をとる。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故発生時における連絡系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[運輸指令] B --> C[本社] B --> D[消防署] B --> E[県警察] C --> F[関東運輸局] C --> G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び消防署に連絡する。</p>

第8節 道路災害対策計画

県（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

〈計画の対象となる道路災害〉

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出 等

2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

(1) 予防計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	市町村道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市町村	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社、などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有して

おくものとする。

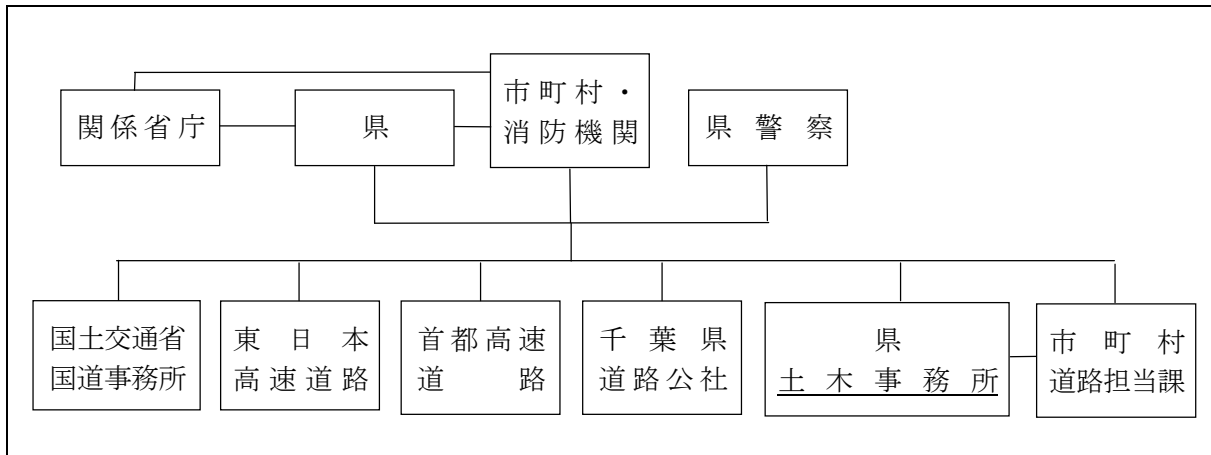
(2) 応急対策計画

ア 情報の収集・伝達

(ア) 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

(イ) 情報連絡系統



イ 応急活動

(ア) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。また、県及び市町村は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

(イ) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。

実施項目	実施者	実施内容
応急活動	県	<p>市町村の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。</p> <p>県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。</p>
応急活動	市町村	<p>消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。</p> <p>災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p>

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

(1) 予防計画

危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

(2) 応急対策計画

ア 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達するものとする。

イ 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

ウ 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

エ 避難

市町村及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

オ 広報

市町村及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

4 東京湾アクアラインの防災対策

東京湾アクアラインの海底トンネル部分は関係法令等により、危険物運搬車両の通行が禁止されるとともに、火災事故に対処するため、通報・警報設備、消火設備及び避難設備等の非常用施設を設置する等の防災対策がなされている。また、災害時に消防機関が使用する床版下トンネル用特殊車両を両サイドの人工島に用意する等の消防力の強化が図られている。

消防活動については、平成9年12月1日に木更津市と川崎市の間で締結された「東京湾アクアライン消防相互応援協定」に基づき、上り線（至川崎）を木更津市消防本部が、下り線（至木更津）を川崎市消防局が担当している。消防活動の習熟を図るため、年1回以上、消防機関、警察機関と合同で防災訓練を実施していく。

(1) 東京湾アクアラインの延長等

延 長	15.1km
トンネル部	9.5km
橋 梁 部	4.4km
陸上部分	1.2km

(2) トンネル部における主な防災設備

消火設備	消火器・消火栓	50m毎
	水噴霧設備	5m毎
通報設備	火災感知器	25m毎
	手動通報装置	50m毎
	非常電話	150m毎
監視設備	ITVカメラ	150m毎
避難設備	車道床版下への避難のための避難口及び避難通路	300m毎

*道路の現況

- <資料編〇-〇 道路の路肩欠壊及び法面崩落による危険箇所>
- <資料編〇-〇 表1 国管理道路 指定区間及び管理区間延長>
- <資料編〇-〇 表2 // 橋梁現況調書>
- <資料編〇-〇 表3 // トンネル現況調書>
- <資料編〇-〇 表4 県管理道路 道路現況調書>

*事前通行規制区間

- <資料編〇-〇 表8 国管理道路 異常気象における道路通行規制>
- <資料編〇-〇 表6-1 県管理道路 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準>
- <資料編〇-〇 表6-2 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準>

*道路防災事業計画

- <資料編〇-〇 表7 道路防災事業計画書>

第9節 放射性物質事故対策計画

県（全庁、市町村）

1 基本方針

本県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本県は、防災指針（「原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）」）上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、本県及び県内市町村は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

これらを受け、「千葉県地域防災計画（大規模事故編）」に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ確実に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途定める「放射性物質事故対応マニュアル（以下「マニュアルという。）」によることとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

- ※ 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※ 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※ 原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
- ※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

<資料編〇-〇 県内の核燃料物質使用事業所の現状>

<資料編〇-〇 県内の核原料物質使用事業所の現状>

<資料編〇-〇 県内の放射性同位元素等使用事業所の現状>

<資料編〇-〇 近隣地域の原子力施設等（原子力艦寄港地含む）の現状>

2 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

3 放射性物質事故予防対策

(1) 県内の放射性物質取扱事業所の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(3) 通信手段の確保

県及び市町村は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

(4) 応急活動体制の整備

ア 職員の活動体制

県及び市町村は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

イ 防災関係機関の連携体制

県及び市町村は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

また、県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

ウ 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するものとする。

エ 防護資機材等の整備

県、市町村、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

(5) 放射線モニタリング体制の整備

ア 平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ

等で情報を公開するものとする。

イ 放射線測定器等の整備

県は平常時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

(6) 緊急時被ばく医療体制の整備

ア 被ばく治療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

県及び市町村は、あらかじめ県、市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ 傷病者搬送体制の整備

放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。

(7) 退避誘導體制の整備

市町村は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(8) 広報相談活動体制の整備

県は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに県民等からの問い合わせに係る窓口の設置や市町村・報道機関を通じ、県民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

県及び市町村は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

イ 県民に対する知識の普及

県及び市町村は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

ウ 訓練の実施

県及び市町村は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

(10) 県内事業所における事故予防対策

ア 核燃料物質使用事業所

(ア) 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、県地域防災計画及び各施設の所在する市町村の地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

(イ) 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定器の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

(ウ) 放射線防護に関する従業員教育

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。

(エ) 通報体制の整備

核燃料物質使用事業者は、放射性物質事故が発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑

かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県及び国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

イ 県内の核原料物質使用事業所及び放射性同位元素等使用事業所

核原料物質使用事業者及び放射性同位元素等使用事業所の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

4 放射性物質事故応急対策

(1) 情報の収集・連絡

ア 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、県、所在市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

(ア) 事故発生の時刻

(イ) 事故発生の場所及び施設

(ウ) 事故の状況

(エ) 放射性物質の放出に関する情報

(オ) 予想される被害の範囲及び程度等

(カ) その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁に報告するとともに、併せて文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、所在市町村など関係機関等と対応策を協議するものとする。

また、独立行政法人放射線医学総合研究所に対し、必要に応じ、放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。

イ 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。上記以外の事故の場合は、上記機関に速やかに通報するものとする。

県は火災・災害等速報要領に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

ウ 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日、中央防災会議主事会議申合せ）」に規定する原子力艦緊急事態が国から発表された場合、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うこととする。

エ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

(2) 事業者による応急対策活動の実施

ア 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がりの防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために必要な措置を直ちに講ずるものとする。

イ 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、

避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者
に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該
事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

(3) 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策
について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響に
ついて把握する。

【緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

ア 大気汚染調査（環境生活部）

イ 水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、水道局）

ウ 土壌調査（環境生活部、農林水産部）

エ 農林水産物への影響調査（農林水産部）

オ 食物の流通状況調査（健康福祉部、農林水産部）

カ 市場流通食品等検査（健康福祉部）

キ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部）

ク 工業製品調査（商工労働部）

ケ 廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、水道局、企業庁）

（注）この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

(4) 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

県は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

(5) 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び関係機関との連携を図るものとする。

(6) 防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力安全委員会の提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」
に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて
退避・避難を要請するものとする。

市町村長は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、
住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずるものとする。

(7) 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国及び独立行政法人放射線医学総合研究所等の協力を得て緊急時被ばく医療
対策を行うものとする。

(8) 広報相談活動

放射性物質事故が発生した場合、県民等が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれる
よう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ県民等からの
問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

ア 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線システム、広報車、千葉県ホームページ等に
より行うものとする。

イ 県民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、
健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

(9) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県及び市町村等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射
性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷
の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

(10) 消防活動

県内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

5 放射性物質復旧対策

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

県及び市町村は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。

(2) 各種制限措置等の解除

県及び市町村等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

(3) 被災住民の健康管理

県及び市町村は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

県は、国及び市町村等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び市町村等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。